

教育委員会定例会議事日程

平成17年12月21日

- 日程第1 請願第10号
教科書の学校配布を求める請願 (学校教育課)
- 日程第2 報告第15号
事務の臨時代理の報告について(12月補正予算)
(学校教育課・学校保健課・文化財課)
- 日程第3 報告第16号
事務の臨時代理の報告について(小田原市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例) (教育政策課)
- 日程第4 議案第29号
小田原市立学校組織規則の一部を改正する規則 (学校教育課)
- 日程第5 議案第30号
小田原市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則 (学校教育課)

平成 1 7 年 1 2 月 2 1 日

請願第 1 0 号

教科書の学校配布を求める請願



小田原市教育委員会
委員長 安藤實英様

平成17年11月21日

小田原の教育を考える会
代表 加藤哲男 拝

教科書の学校配布を求める請願

要 望 事 項

平成18年度使用教科用図書として文部科学省の検定を合格した中学校社会科教科書の内、歴史及び公民に関わる採択決定教科書を除く全ての出版社の教科書を、教職員の指導資料・生徒の参考資料として小田原市立中学校に各々5冊程度配布すること。

要 望 理 由

中学校学習指導要領は、社会科の目標として「広い視野に立って、社会に対する関心を高め、諸資料に基づいて多面的・多角的に考察し・・・」と定めています。

特に、歴史・公民については一般社会においてもさまざまな考え方や見方があります。今回の採択におきましても、歴史・公民につきましては別紙のとおり、小田原市内だけではなく県内はもとより国外からも請願・陳情等が寄せられ、国民的な関心の高さを示しているところです。

従って、小田原市の中学校へこれらの教科書を配布し、教職員の指導資料や生徒の参考資料として活用することは、学習指導要領の目標を達成するうえで意義あるものと考えます。

文部科学省の「平成18年度使用教科用図書の採択について（通知）」は「教員による教材研究や児童生徒による学習の深化・発展に資する観点から、学校の図書館や公立図書館に教科書を整備するように努めること」としており、文部科学省の指導に沿うものでもあります。

このような趣旨から、既に福井県教育委員会や浜松市教育委員会では、平成18年度に歴史及び公民の教科書を配布することを決定しております。

また、神奈川県内においても鎌倉市教育委員会において、中央図書館及び生涯学習センターに併設されている全図書館（合計5館）に全教科・全出版社の教科書を配備することとなりました。そのうえ、教育委員からの要望で複数セットを配備するために引き続き準備に入っております。

さらに横浜市では同様の提案が教育委員から出され、予算措置を含めて検討に入っております。

つきましては、小田原市としても全教科・全出版社の教科書を配布することができれば理想ではありますが、予算措置を考慮してできる範囲の要望ということで、採択に至らなかった歴史及び公民の全教科書を各中学校に5冊ずつ配布していただきますよう請願いたします。

中学校教科書採択における陳情書等の件数

※1 陳情書等には文書、はがき、メール等も含まれます。

※2 各委員宛は概数

発信元	計 A + B	宛て先						各個人計 B
		教育委員会 A	安藤委員長	横田委員	島田委員	桑原委員	青木教育長	
①発信元が小田原市のもの	286	36	50	50	50	50	50	250
②発信元が小田原市を除く神奈川県内のもの	96	46	10	10	10	10	10	50
③発信元が①②を除く日本国内のもの	9	9	0	0	0	0	0	0
④発信元が外国のもの 大韓民国のみ	64	19	5	5	15	15	5	45
計	455	110	65	65	75	75	65	345

報告第 15 号

事務の臨時代理の報告について（12月補正予算）

小田原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（平成10年3月教育委員会規則第4号）第4条第1項の規定により、別紙のとおり臨時代理したので、同条第2項の規定により、これを報告する。

平成17年12月21日提出

小田原市教育委員会
教育長 青木 秀夫

平成17年度12月補正予算概要

(歳入)

(単位：千円)

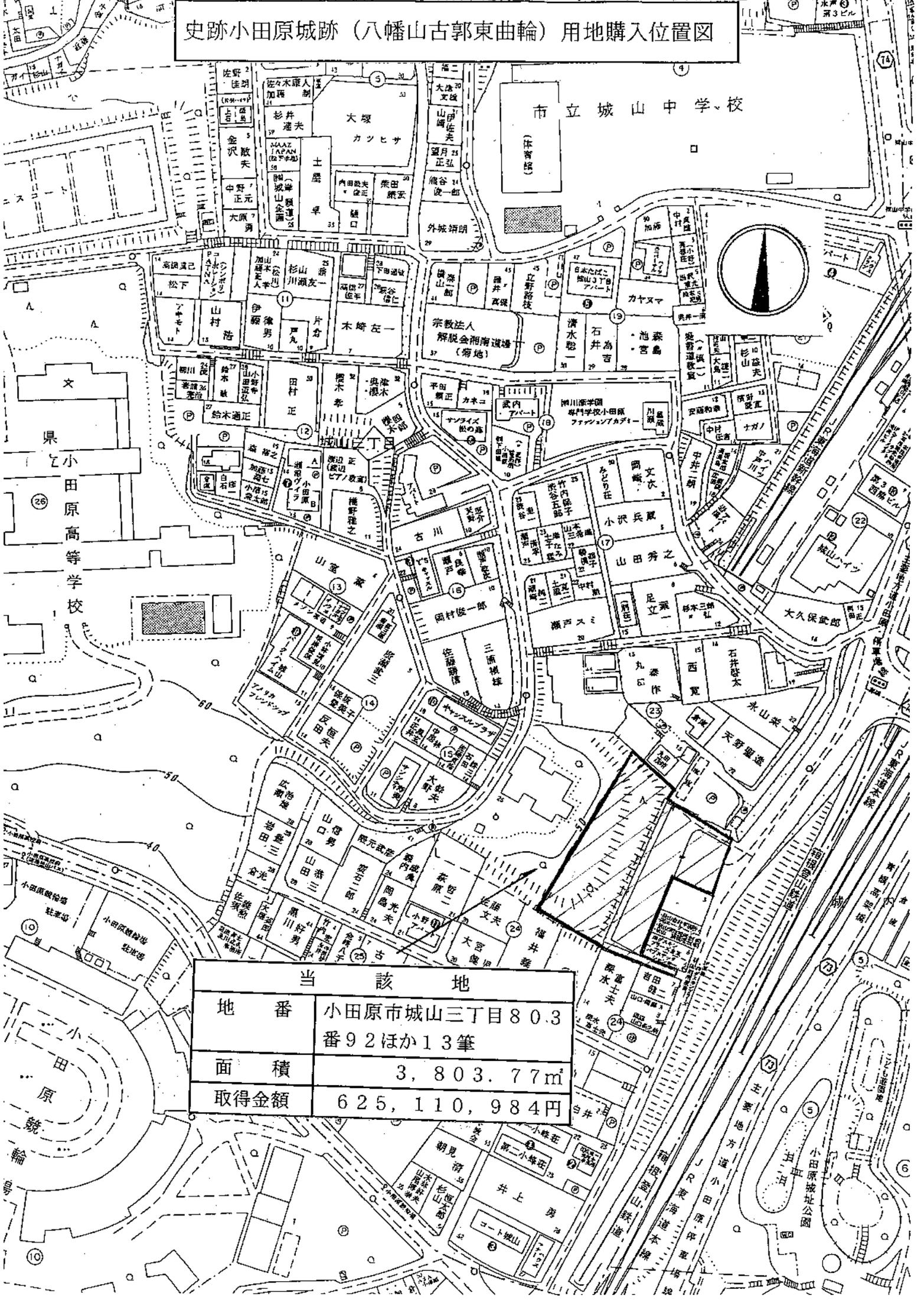
科目	要求額	主な内容
(項)市債 (目)教育債	461,000	社会教育債 史跡整備事業債
合計	461,000	

(歳出)

(単位：千円)

科目	要求額	主な内容	財源内訳			
			国県支出金	地方債	その他	一般財源
(項)小学校費 (目)教育振興費	7,894	<u>障害児教育経費賃金</u> * 障害児介助員賃金 684 <u>一般経費</u> * 要保護及び準要保護児童援助費 7,210 内訳 学校教育課分 1,582 学校保健課分 5,628				7,894
(項)中学校費 (目)教育振興費	17,806	<u>障害児教育経費賃金</u> * 障害児介助員賃金 3,811 <u>一般経費</u> * 要保護及び準要保護児童援助費 13,995 内訳 学校教育課分 7,356 学校保健課分 6,639				17,806
(項)幼稚園費 (目)幼稚園費	2,207	<u>幼稚園管理経費賃金</u> * 臨時教諭賃金 2,207				2,207
(項)社会教育費 (目)文化財保護費	625,111	<u>史跡小田原城跡整備経費</u> <u>公有財産購入費</u> 625,111 * 用地費 461,094 * 損失補償 158,000 * 経費 6,017 史跡小田原城跡史跡用地(八幡山古郭東曲輪)の購入		461,000		164,111
合計	653,018			461,000		192,018

史跡小田原城跡（八幡山古郭東曲輪）用地購入位置図



当 該 地	
地 番	小田原市城山三丁目803 番92ほか13筆
面 積	3,803.77m ²
取得金額	625,110,984円

報告第 16 号

事務の臨時代理の報告について（小田原市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例）

小田原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（平成 10 年 3 月教育委員会規則第 4 号）第 4 条第 1 項の規定により、別紙のとおり臨時代理したので、同条第 2 項の規定により、これを報告する。

平成 17 年 12 月 21 日提出

小田原市教育委員会
教育長 青木 秀夫

小田原市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例

小田原市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和27年小田原市条例第247号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>（期末手当） 第5条（略） 2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、退職、死亡等によりその職を離れた日現在）においてその者が受けるべき給料及び調整手当の月額並びにこれらに100分の45を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合においては100分の160、12月に支給する場合においては<u>100分の175</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて小田原市職員の例による割合を乗じて得た額とする。 3・4（略）</p>	<p>（期末手当） 第5条（略） 2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、退職、死亡等によりその職を離れた日現在）においてその者が受けるべき給料及び調整手当の月額並びにこれらに100分の45を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合においては100分の160、12月に支給する場合においては<u>100分の170</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて小田原市職員の例による割合を乗じて得た額とする。 3・4（略）</p>

附 則

この条例は、平成17年12月1日から施行する。

（理由）

一般職の職員の給与に関する法律が一部改正され、国家公務員のうち指定職俸給表の適用を受ける職員に係る期末特別手当の支給割合が変更されたことに伴い、教育長の期末手当についてこれに準じた措置を講ずるため提案するものであります。

小田原市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例

[改正理由]

一般職の職員の給与に関する法律が一部改正され、国家公務員のうち指定職俸給表の適用を受ける職員に係る期末特別手当の支給割合が変更されたことに伴い、教育長の期末手当についてこれに準じた措置を講ずるため改正する。

[内 容]

12月期の期末手当の支給割合を次のように引き上げることとする(第5条関係)。

改 正 後	改 正 前
100分の175	100分の170

[適 用]

平成17年12月1日

議案第 29 号

小田原市立学校組織規則の一部を改正する規則

小田原市立学校組織規則の一部を改正する規則について、小田原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（平成 10 年小田原市教育委員会規則第 4 号）第 3 条第 15 号に基づき、議決を求める。

平成 17 年 12 月 21 日提出

小田原市教育委員会
教育長 青木 秀夫

小田原市立学校組織規則の一部を改正する規則

[改正理由]

小田原市立小学校及び中学校に、新たに総括教諭を置き、及び新たな学校運営組織である企画会議を設置することとする。

[内 容]

1 総括教諭の設置（第2条関係）

学校において細分化されている校務分掌・委員会をグループに再編統合し、グループリーダーとして総括教諭を置くこととする。

2 企画会議の設置（第6条関係）

校長がつかさどる校務を補助するため、学校運営上の重要事項に関する企画立案等を行う企画会議を設置することとする。

[適 用]

平成18年4月1日

小田原市立学校組織規則の一部を改正する規則

小田原市立学校組織規則（昭和30年小田原市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(職員)</p> <p>第2条 市立小学校に、次に掲げる職員を置く。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3) 総括教諭</u></p> <p><u>(4) (略)</u></p> <p><u>(5) (略)</u></p> <p><u>(6) (略)</u></p> <p><u>(7) (略)</u></p> <p><u>(8) (略)</u></p> <p><u>(9) (略)</u></p> <p><u>(10) (略)</u></p> <p><u>(11) (略)</u></p> <p><u>(12) (略)</u></p> <p><u>(13) (略)</u></p> <p><u>(14) (略)</u></p> <p><u>2 前項第3号の総括教諭は、特別の事情があるときは、置かないことができる。</u></p> <p>(企画会議)</p> <p>第6条 <u>市立小学校に、企画会議を置く。</u> <u>ただし、特別の事情があるときは、企画会議を置かないことができる。</u></p> <p><u>2 企画会議は、校長が招集し、主宰する。</u></p> <p><u>3 企画会議においては、校長がつかさどる校務を補助するため、学校運営上の重要事項に関する企画立案等を行う。</u></p> <p><u>4 企画会議は、校長、教頭、総括教諭及び校長が必要と認める者により構成する。</u></p> <p><u>5 前各項に規定するもののほか、企画会議について必要な事項は、校長が定める。</u></p> <p>(小学校等の規定の準用)</p> <p>第14条 <u>第2条及び第4条から第9条まで(第6条を除く。)</u>の規定は、市立幼稚園について準用する。</p>	<p>(職員)</p> <p>第2条 市立小学校に、次に掲げる職員置く。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3) (略)</u></p> <p><u>(4) (略)</u></p> <p><u>(5) (略)</u></p> <p><u>(6) (略)</u></p> <p><u>(7) (略)</u></p> <p><u>(8) (略)</u></p> <p><u>(9) (略)</u></p> <p><u>(10) (略)</u></p> <p><u>(11) (略)</u></p> <p><u>(12) (略)</u></p> <p><u>(13) (略)</u></p> <p>第6条 <u>削除</u></p> <p>第14条 <u>削除</u></p> <p>(小学校等の規定の準用)</p> <p>第15条 <u>第2条及び第4条から第9条までの規定は、市立幼稚園について準用する。</u></p>

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

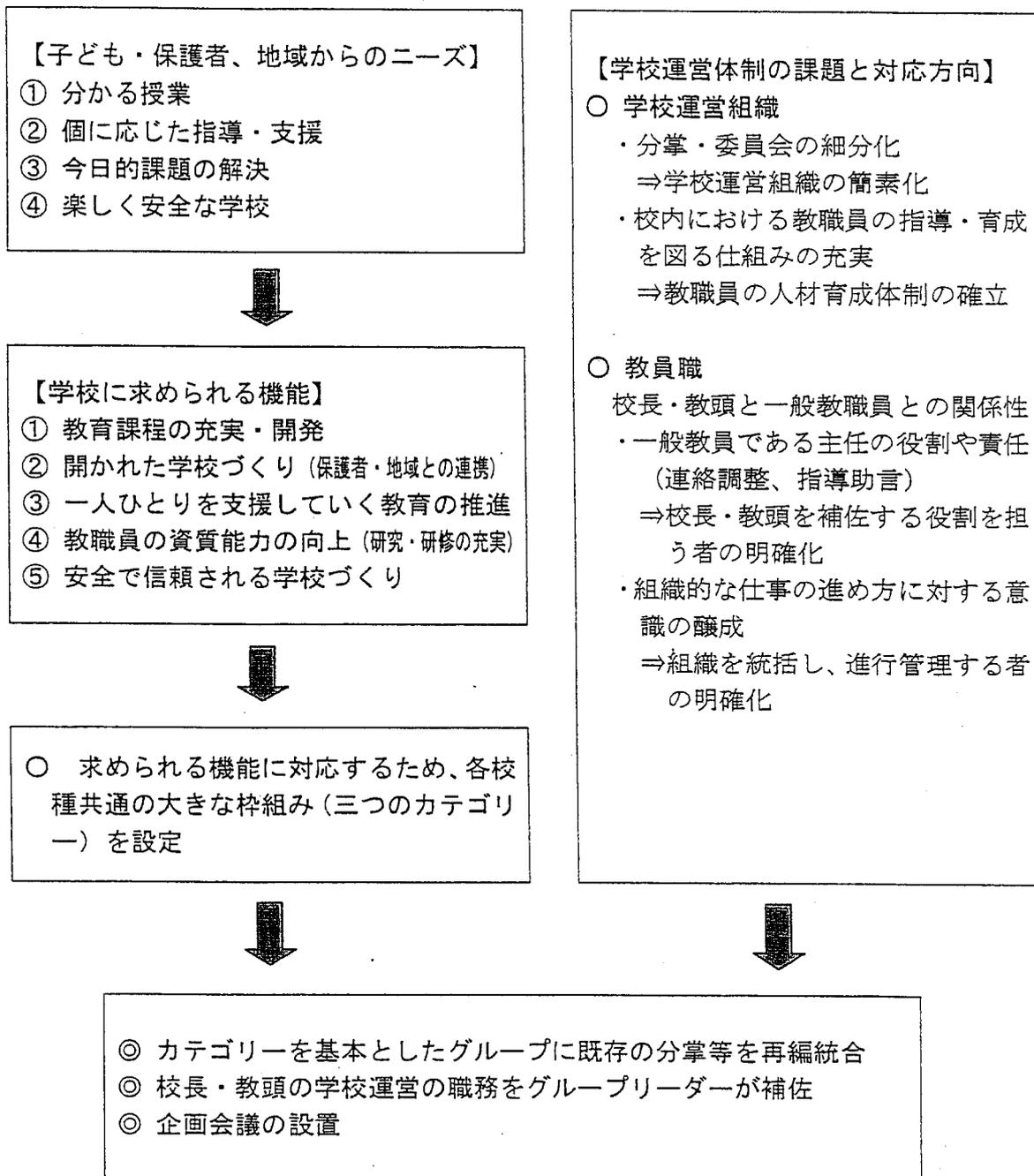
新たな学校運営組織・教員の新たな職について

1 今回の制度改正の趣旨、目的

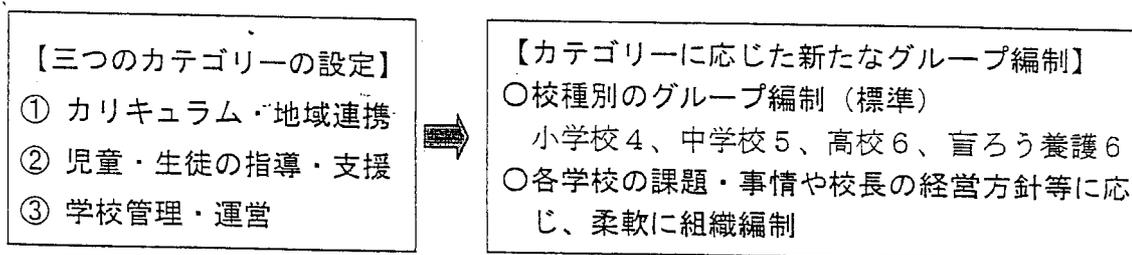
- 様々な教育課題が山積している中で、これからの学校には、一人ひとりの子どもニーズや保護者からの負託にきめ細かく応えていくことが求められており、学校がこれまで以上にニーズや課題の解決に向けて組織的・機動的な対応のできる学校運営体制が必要である。
- そのためには、一人ひとりの教職員が、現在学校に求められていることを十分に認識し、組織として教育活動を行なうことが必要であり、学級や学年を中心とした学校運営だけではなく、教職員一人ひとりが、学校目標の実現に向けて組織的・機動的な体制のもと、仕事を行ない、学校全体を意識しながら組織を支えていくという意識の改革、さらには校長だけでなく、教職員全員が学校経営の視点を持ちながら仕事を進めるという発想の転換が必要である。
- 学校運営組織の改善として、
 - ① 現在の細分化されている分掌・委員会を大きくグループに再編統合する。
 - ② グループリーダーとして「総括教諭」を置く。
 - ③ 校長、教頭、グループリーダーなどで構成される企画会議を設置する。といった、組織体制の整備を図るほか、
会議の回数削減、時間短縮、協議事項の精選化による会議運営の改善や、職員一人ひとりがグループリーダーと連携・調整しながら仕事をするなど、仕事のやり方を変えることも必要である。
- このような改善により、組織的・機動的な学校運営体制とし、校長のリーダーシップのもと、全職員が一体となり、ニーズや課題の解決に向けた取り組みができる学校を目指していく。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">◎ カテゴリーを基本としたグループに既存の分掌等を再編統合◎ 校長・教頭の学校運営の職務をグループリーダーが補佐◎ 企画会議の設置 |
|---|

2 新たな学校運営体制のあり方 別紙1参照
〈学校を取り巻く課題と対応策は次のとおり〉



(1) 求められる機能に対応する組織編制 別紙2



(2) 教員の新たな職の設置

- 新たなグループ編制に伴い、グループリーダーとして教員の新たな職を設置

職務 ① 校長・教頭の学校運営の補佐 ② 所掌グループの校務統括
③ 教職員の人材育成

名称 総括教諭

給与 職責に見合う給与として、給料表上の教諭（2級）と教頭（3級）の間に「新2級」（仮称）創設を想定

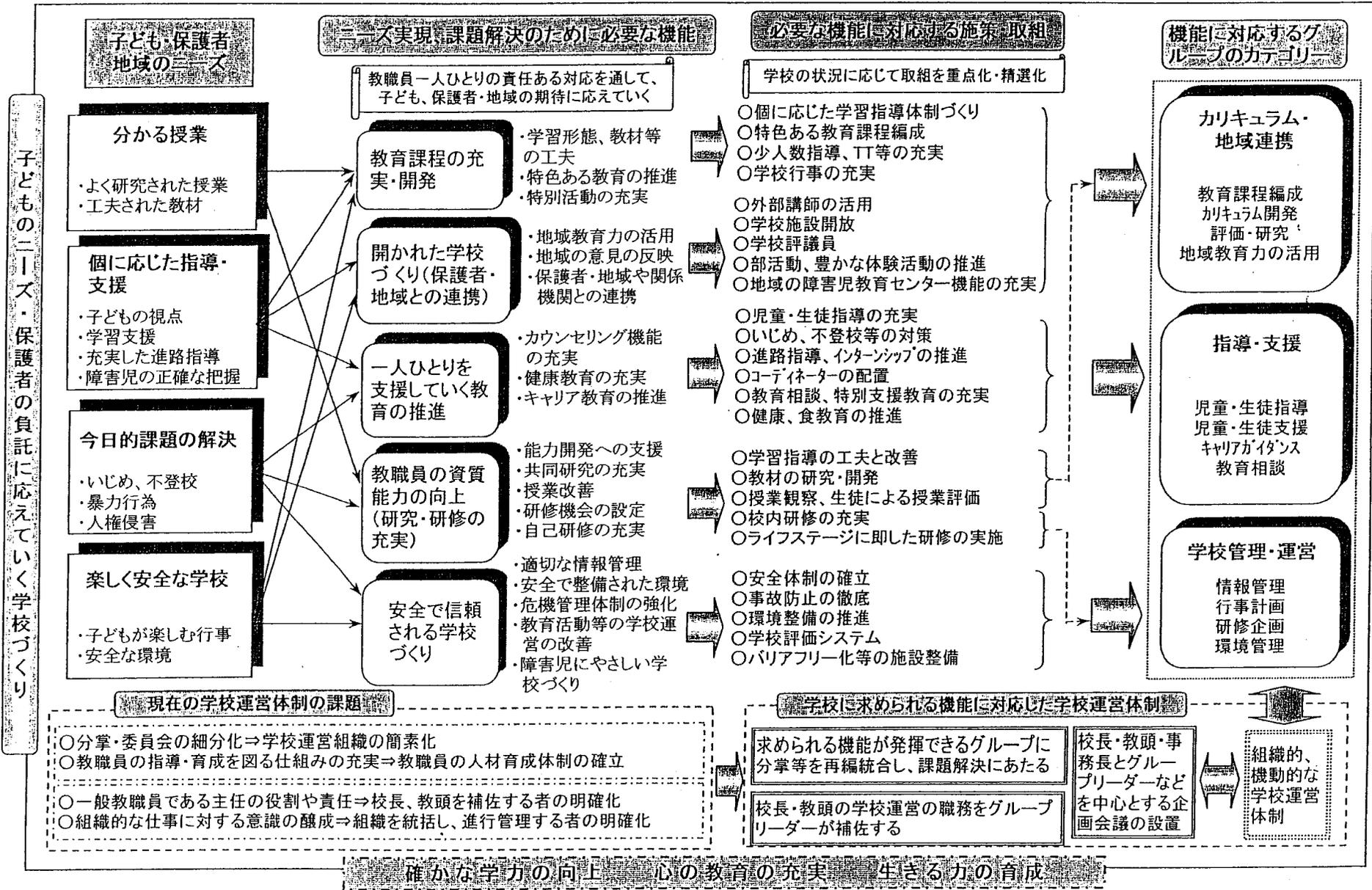
任用 所管教育委員会が候補者として推薦した者の中から、県教育委員会が任命（職として任用）

- 現在の主任との関係 総括教諭は、現在の主任の職務を包含したより幅広い職務を行う。

(3) 企画会議の設置

- 校長、教頭、事務長、グループリーダー等を構成員とし、円滑な学校運営を行うため企画会議を設置する。

これからの学校づくり



グループ編制について

カテゴリー		
カリキュラム・地域連携 学校の実情に応じたカリキュラムを編成し、地域の教育力を活用しながら充実した教育を行うための職務	指導・支援 豊かな人間性や社会性を育成するため、児童・生徒の特性や個々の問題に応じたきめ細かい指導や支援を担う職務	学校管理・運営 円滑な学校運営のための校務全般の企画・運営を担う職務



校種	グループ数	グループ区分					
小学校	4	カリキュラム・地域連携		児童指導・支援	相談・健康	学校管理・運営	
中学校	5	カリキュラム開発	地域連携	生徒指導・支援	キャリアガイダンス・教育相談・健康	学校管理・運営	
高等学校	6	カリキュラム開発	地域連携	生徒指導・支援	キャリアガイダンス	相談・健康	学校管理・運営

盲ろう養護	6	地域連携・支援	学習指導・児童生徒支援	学校管理・運営
		小学部	中学部	高等部



【グループ編制の基本的な考え方】
 各校種の標準的なグループ区分やグループ数を管理運営規則等で規定していくが、一定の枠組みを一律に適用するのではなく、各学校の事情、課題、校長の経営方針などにより、標準的な形として示したグループ編制によらず、柔軟なグループ編制が行える。
 * 校長の意見具申 → 所管教育委員会が判断する。

これからの学校組織

学校が、山積する課題に的確に対応していくためには、校長のリーダーシップのもと、教職員が一体となって、より組織的・機動的な学校運営体制を整備することが重要

1 企画会議の役割

- 学校目標の設定、学校研究テーマの設定、キャリア教育の推進など、学校運営上の重要事項等について企画立案を行うほか、各グループで作成した企画原案や職員会議での協議事項の調整等を行う。

2 職員会議の役割 [従来通り]

- 校長を中心に職員が一致協力して教育活動を展開するため、学校運営に関する校長の方針や教育課題への対応方策についての共通理解を深め、職員間の情報交換や意思疎通を図る。

3 事務組織等の役割

- 事務部門は、総務、財務、情報等の業務を中心に、各グループの業務遂行に密接に関わる。
- 給食部門、司書、現業部門も各々の業務を中心に、各グループの業務遂行に密接に関わることは同様である。
- 事務組織等としての職務の関わり方としては、従来と変わることはなく、特定のグループやグループリーダーの統括のもとに職務を行うものではない。

4 企画会議と職員会議の関係性

- 企画会議は、学校運営上の重要事項の企画立案やグループが作成した企画原案の調整等を行う。企画会議で検討された内容のうち、全職員への周知等が必要なものについては、職員会議を開催し、学校全体としての共通理解を深める。
- 企画会議を経ずに管理職が直接、職員会議で全職員に周知等を図る事項もある。
例：緊急連絡事項、人事異動方針の伝達等
- 企画会議で検討する事項のうち、基本的な方向性等について職員の共通理解が諮られており、実施要領や細部計画で実施するものなどについては、改めて内容まで職員会議で協議することなく企画会議で検討後、即座に実行に移すことができる。
例：周辺自治会等からの部活動の行事参加要請、児童・生徒の参加要請等への対応など
- 原則として、職員会議における協議事項は企画会議において調整する。

5 企画会議とグループの関係性

- 企画会議の構成員であるグループリーダーは、所掌グループのグループ員を代表する者であり、企画会議とグループは密接に関連している。
- グループリーダーは、企画会議では各グループの実情を反映した意見を述べることになる。
- 企画立案に関しては、グループ内での調整を踏まえ、各グループが原案を作成する場合や、企画会議が方向性を示したものについて、グループが具体案を作成し、企画会議で協議する場合がある。

議案第 30 号

小田原市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

小田原市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について、小田原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（平成 10 年小田原市教育委員会規則第 4 号）第 3 条第 15 号に基づき、議決を求める。

平成 17 年 12 月 21 日提出

小田原市教育委員会
教育長 青木 秀夫

小田原市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

[改正理由]

小田原市立小学校及び中学校の全校において、平成 18 年 4 月 1 日から 2 学期制を施行し、新たに総括教諭を置き、及び新たな学校運営組織である企画会議を設置することとする。

[内 容]

1 学期の変更（第 2 条関係）

従来の 3 学期制を次のように 2 学期制に変更する。

改 正 後	改 正 前
前期 4 月 1 日から 10 月の第 2 月曜日まで	第 1 学期 4 月 1 日から 7 月 31 日まで
後期 10 月の第 2 月曜日の翌日から 3 月 31 日まで	第 2 学期 8 月 1 日から 12 月 31 日まで
	第 3 学期 1 月 1 日から 3 月 31 日まで

2 分掌組織の変更（第 12 条関係）

学校において細分化されている校務分掌・委員会をグループに再編統合し、グループリーダーとして総括教諭を置くこととする。

3 総括教諭の職務（第 14 条の 2・第 14 条の 3 関係）

総括教諭の職務等について規定することとする。

4 その他

規定を整備することとする。

[適 用]

平成 18 年 4 月 1 日

小田原市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

小田原市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則（昭和35年小田原市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（学年及び学期）</p> <p>第2条（略）</p> <p>2 学年を分けて、次の<u>2学期</u>とする。</p> <p>(1) <u>前期 4月1日から10月の第2月曜日まで</u></p> <p>(2) <u>後期 10月の第2月曜日の翌日から3月31日まで</u></p> <p>（休業日）</p> <p>第3条（略）</p> <p>2 <u>校長は、前項の規定にかかわらず、教育上必要があると認めるときは、教育委員会の承認を得て、前項第3号から第6号までに規定する休業日の期間を変更し、又は別に休業日を定めることができる。</u></p> <p>（分掌組織）</p> <p>第12条（略）</p> <p>2 前項の組織には、次に掲げる事項を分掌する組織（以下「<u>グループ</u>」という。）を置く（<u>第4号に係るグループにあっては学校運営上必要があると認める学校に限る。</u>）ものとする。</p> <p>(1) <u>教務、地域との連携に関する事項</u></p> <p>(2) <u>生徒指導、生徒の進路指導、児童生徒の健康等に関する事項</u></p> <p>(3) <u>情報管理その他の総務に関する事項</u></p> <p>(4) <u>学年の教育活動に関する事項</u></p> <p>3 <u>校長は、前項の規定によりグループを置く場合にあっては、2以上の事項を一のグループにおいて分掌させ、及び一の事項を2以上のグループにおいて分掌させることができる。</u></p> <p>4 <u>グループを統括する者は、総括教諭をもって充てる。</u></p> <p>5 <u>校長は、グループが分掌する事項、グループ</u></p>	<p>（学年及び学期）</p> <p>第2条（略）</p> <p>2 学年を分けて、次の<u>3学期</u>とする。</p> <p>(1) <u>第1学期 4月1日から7月31日まで</u></p> <p>(2) <u>第2学期 8月1日から12月31日まで</u></p> <p>(3) <u>第3学期 1月1日から3月31日まで</u></p> <p>3 <u>校長は、前項の規定にかかわらず、教育上必要があると認めるときは、教育委員会の承認を得て、別に学期を定めることができる。</u></p> <p>（休業日）</p> <p>第3条（略）</p> <p>2 <u>前条第3項の規定により、別に学期を定める場合においては、校長は、前項の規定にかかわらず、教育委員会の承認を得て、別に休業日を定めることができる。</u></p> <p>（分掌組織）</p> <p>第12条（略）</p> <p>2 前項の組織には、次に掲げる事項を分掌する組織を置く（<u>第2号に係る組織にあっては2以上の学級からなる学年に、第4号及び第5号に係る組織にあっては中学校に限る。</u>）ものとする。<u>ただし、特別の事情があるときは、一部の組織を置かないことができる。</u></p> <p>(1) <u>教育計画その他の教務に関する事項</u></p> <p>(2) <u>学年の教育活動に関する事項</u></p> <p>(3) <u>児童生徒の保健管理に関する事項</u></p> <p>(4) <u>生徒の生活の指導その他の生徒指導に関する事項</u></p> <p>(5) <u>生徒の職業選択の指導その他の進路指導に関する事項</u></p>

に配置される総括教諭の氏名その他グループに関する事項を学年開始後速やかに教育委員会に報告しなければならない。

第13条 削除

(教科等の担当職員)

第14条 校長は、教科又は学級を担任する職員その他の校務を担任する職員を決定するものとする。

2 校長は、前項の規定により、職員を決定したときは、速やかに教育委員会に報告しなければならない。

(総括教諭)

第14条の2 総括教諭は、教諭又は養護教諭をもって充てる。

2 総括教諭は、校長の監督を受け、次に掲げる職務を行う。

(1) 校長及び教頭の学校運営の補佐に関すること。

(2) グループの統括に関すること。

(3) 教諭等の職務遂行能力の向上に関すること。

3 教育委員会は、前項各号に掲げるもののほか、総括教諭に特定の職務を行わせることができる。

第14条の3 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号。以下「施行規則」という。）第22条の3第1項に規定する教務主任及び学年主任、施行規則第22条の4第1項に規定する保健主事、施行規則第52条の2第1項に規定する生徒指導主事並びに施行規則第52条の3第1項に規定する進路指導主事は、総括教諭をもって充てる。

(校務の分掌等)

第13条 校長は、次の各号に掲げる組織の区分に応じ、当該各号に掲げる主任を置くものとし、これらの主任は、教諭をもって充てるものとする。ただし、保健主任にあつては、養護教諭をもって充てることできる。

(1) 前条第2項第1号に係る組織 教務主任

(2) 前条第2項第2号に係る組織 学年主任

(3) 前条第2項第3号に係る組織 保健主任

(4) 前条第2項第4号に係る組織 生徒指導主任

(5) 前条第2項第5号に係る組織 進路指導主任

2 前項の主任は、当該組織が分掌する事項について進路調整並びに助言及び指導に当たる。

第14条 校長は、前条に定める主任及び教科又は学級を担任する職員その他の校務を担任する職員を決定するものとする。

2 校長は、前項の規定により、主任等を決定したときは、速やかに教育委員会に報告しなければならない。

(職の発令)

第22条 第14条の2の規定により設けられた職は教諭又は養護教諭のうちから、第15条から前条までの規定により設けられた職は学校栄養職員又は事務職員のうちから任命権者が命ずる。

(職の発令)

第22条 第15条から前条までの規定により設けられた職は、学校栄養職員又は事務職員のうちから任命権者が命ずる。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

学校2学期制説明会結果（概要）について

学校教育課

教育委員会において、保護者・市民の方を対象に、広く理解と協力を得て、学校2学期制実施についてより成果あるものとなるよう、説明会を開催した。

説明会は、10月にマロニエ・市役所において実施し、その後、11月から12月にかけて、各中学校区毎に実施した。

開催日時・場所、及び説明会の中での主な質問や意見など次のとおり。

10月...学校2学期制説明会

【日時】 平成17年10月30日(日) 9:30~11:00(午前の部)

平成17年10月30日(日) 14:30~16:00(午後の部)

【会場・参加者数】 マロニエ 202 ... 44名

市役所7階 大会議室 ... 19名

【内容】

「学校2学期制実施について」説明(学校教育課)

質疑(参加者の方から)

11月~12月...中学校区2学期制説明会

【日時・会場・参加者数】

(中学校区) ... 月日() 会場 【開催時間 19:00~20:00】

酒匂中学校区 ... 11月16日(水) 酒匂中学校 ... 180名

白鷗中学校区 ... 11月17日(木) 白鷗中学校 ... 137名

国津府中学校区... 11月21日(月) 国府津小学校 ... 130名

城山中学校区 ... 11月21日(月) 三の丸小学校 ... 120名

片浦中学校区 ... 11月24日(木) 片浦小学校 ... 60名

鴨宮中学校区 ... 11月28日(月) 下府中小学校 ... 180名

城南中学校区 ... 11月29日(火) 早川小学校 ... 151名

千代中学校区 ... 11月30日(水) 千代中学校 ... 79名

泉中学校区 ... 12月 1日(木) 泉中学校 ... 231名

橘中学校区 ... 12月 5日(月) 橘中学校 ... 90名

白山中学校区 ... 12月 6日(火) 白山中学校 ... 118名

城北中学校区 ... 12月13日(火) 城北中学校 ... 148名

総参加者数 1624名(10.0%)

【参考:25小学校児童数 10,964人、12中学校生徒数 5,266人、小中学校計 16,230人】

【内容】

「学校2学期制実施について」説明(学校教育課)

「実践校の取組みについて」報告(小・中学校各1校)

質疑(参加者の方から)

【説明会質疑の主なもの】(抜粋)

Q 一方的な導入がされたのではないか。

A 平成15年度から、研究・検討を進めてきた。校長会に調査研究を依頼し、広報おだわらや教育かわら版による情報発信や2学期制懇談会を開催してきた。平成16年度は、研究実践校での実施を行い、研究協議会で検討・協議を行って、それらの検討結果を総合的に判断して導入を決定している。

Q 3学期制でよいのではないか。(必要がない)

A 3学期制では、限界がある。授業時数の確保など、2学期制の方がより可能性があると考えている。

Q 学期の区切り・分け方についてどうか。

A 研究実践校の取組みを原案としたい。今後、12月末までに決定したい。

Q 評価について、中三の1学期(前期)の成績が重視されるのか。

A 9月までの成績ではなく、12月までの学習状況を成績とする。3学期制と何ら変わらないと考えている。

Q 幼稚園での実施はどうか。

A 平成18年度は実施しない。平成19年度以降、小中学校での実施状況を見ながら検討していきたい。

Q 給食の回数・費用はどうか。

A 学校給食対策委員会で、給食の回数を増やすことを含めて検討している最中である。平成18年度までは値上げすることはない、それ以降は実施状況をみて考えていきたい。

Q 教員の負担はどうか。

A 子どもを育てる意味で教職員の負担が増えるのは、当然のことである。余分な負担のないように、市教育委員会も支援していきたい。

Q 授業時数の増加の活用について、各学校でバラバラになるのか。(サマースクール・水泳教室・算数の補習など)

A 教育課程の編成権は、校長にある。各校でどの程度時間数を増やすか、その具体的な内容については各学校が検討しているところである。市教委としては、それを支援・指導していきたい。